

### 設計施工基準 第3条申請書

この申請書は、保険契約申込にあたり、当該住宅が（株）日本住宅保証検査機構が定める設計施工基準に準拠しがたい事項がある場合に、事前に申請していただくものです。審査には時間を要しますので（処理期間7～14日）、余裕をもって申請してください。審査を受けて保険申込みが可能な場合、当社から「確認書」を交付します。

申請日 平成21年 10月 20日

|                    |         |      |                          |
|--------------------|---------|------|--------------------------|
| 事業者<br>(メーカー・団体等名) | A L C協会 |      |                          |
| 届出事業者番号 (※1)       |         | 電話番号 | 03-5256-0432             |
| 担当者                | 氏名      | 塩出有三 | F A X 番号<br>03-5256-0431 |

※1、建材メーカー・団体等は記入不要です。

|  |  |        |   |   |   |   |   |
|--|--|--------|---|---|---|---|---|
|  | 該当条文   | 設計施工基準 | 9 | 条 | 3 | 項 | 号 |
| 準拠しがたい<br>事項   | <p>(準拠しがたい事項を記入します)</p> <p>A L Cパネルを用いた外壁の仕上材 (防水措置) (1)～(5)号</p>  |        |   |   |   |   |   |
| 申請内容<br>(設計施工基準と同等<br>以上となる理由等を記<br>入します。図面・資料<br>等は、本書に直接記入<br>または別紙を添付して<br>ください。) | <p>別紙添付資料 ( <input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>無し )</p> <p>■ A L C外壁パネルへの現場タイル張り仕上げ</p> <p>A L Cパネル現場タイル張り工法指針(案)・同解説に基づく施工を前提とする。<br/>ただし、寒冷地域および冬季に厳寒となるおそれのある山間部を除く<br/>(寒冷地域とは、住宅に係る省エネルギーの使用の合理化に関する建築主等および特定建築物の所有者の判断の基準(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。最終改正 平成21年1月30日)の別表第1に規程される地域の区分ⅠおよびⅡを目安としている。)</p> <p>A L Cパネルへの現場タイル張りは、タイル仕上面とA L Cパネル目地シーリング材により防水性が確保されており、設計施工基準と同等以上の性能と判断できる。</p> |        |   |   |   |   |   |

(以下、JIO記入欄)

### 確認書

上記申請を確認しました。

株式会社 日本住宅保証検査機構

|     |               |      |              |
|-----|---------------|------|--------------|
| 確認日 | 2009年 11月 24日 | 確認番号 | J09-1-9-0010 |
| 備考欄 |               |      |              |

- ①保険契約申込みの際に、本書の写しを提出してください。ただし、申請者が建材メーカー・団体等の場合は不要です。  
②本書の工法・仕様等について、保険事故が多発する等、保険契約上、継続して引受けることができないと認められる場合には両者協議の上、変更又は取消しを行なう場合があります。

■ ALCパネル現場タイル張り仕上げの除外地域

住宅に係る省エネルギーの使用の合理化に関する建築主等および特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号。最終改正 平成21年1月30日）の別表第1の抜粋。

別表第1

| 地域の区分  | 都 道 府 県 名   |
|--|---|
| I  | 北海道   |
| II   | 青森県、岩手県、秋田県   |
| III  | 宮城県、山形県、福島県、栃木県、新潟県、長野県   |
| IV   | 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 |
| V  | 宮崎県、鹿児島県  |
| VI   | 沖縄県   |
| <p>1 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、I地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 十和田市（旧十和田湖町に限る。）、七戸町（旧七戸町に限る。）、田子町<br/>         岩手県 久慈市（旧山形村に限る。）、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町<br/>         2 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、II地域に区分されるものとする。</p> <p>北海道 函館市（旧函館市に限る。）、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町（旧熊石町に限る。）、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町（旧瀬棚町を除く。）、島牧村、寿都町<br/>         宮城県 栗原市（旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る。）、<br/>         山形県 米沢市、鶴岡市（旧朝日村に限る。）、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村、高島町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町<br/>         福島県 会津若松市（旧河東町に限る。）、白河市（旧大信村に限る。）、須賀川市（旧長沼町に限る。）、喜多方市（旧埴川河を除く。）、田村市（旧都路村を除く。）、大玉村、天栄村、下郷町、楡枝鼓村、只見町、市会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村<br/>         栃木県 日光市（旧今市市を除く。）、那須塩原市（旧塩原町に限る。）、<br/>         群馬県 沼田市（旧沼田市を除く。）、長野原町、嬬恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町（旧水上町に限る。）、<br/>         新潟県 十日町市（旧中里村に限る。）、魚沼市（旧入込嶺村に限る。）、津南町<br/>         山梨県 富士吉田市、北杜市（旧小淵沢町に限る。）、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町（旧河口湖町に限る。）、<br/>         長野県 長野市（旧長野市、旧大淵村を除く。）、松本市（旧松本市、旧西賀村を除く。）、上田市（旧真田町、旧武石村に限る。）、須坂市、小諸市、伊那市（旧長谷村を除く。）、駒ヶ根市、中野市（旧中野市に限る。）、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市（旧更埴市に限る。）、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村（旧浪合村に限る。）、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町<br/>         岐阜県 高山市、飛騨市（旧古川町、旧河合村に限る。）、白川村<br/>         3 次の市町村にあっては、上の区分にかかわらず、III地域に区分されるものとする。</p> <p>青森県 青森市（旧青森市に限る。）、深浦町<br/>         岩手県 宮古市（旧新里村を除く。）、大船渡市、一関市（旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る。）、陸前高田市、釜石市、平泉町<br/>         秋田県 秋田市（旧河辺町を除く。）、能代市（旧能代市に限る。）、男鹿市、由利本荘市（旧東由利町を除く。）、湯上市、にかほ市、三種町（旧琴丘町を除く。）、八峰町、大湯村<br/>         茨城県 土浦市（旧新治村に限る。）、石岡市、常陸大宮市（旧美和村に限る。）、笠間市（旧岩間町に限る。）、筑西市（旧関城町を除く。）、かすみがうら市（旧千代田町に限る。）、桜川市、小美玉市（旧玉里村を除く。）、大子町<br/>         群馬県 高崎市（旧合瀬村に限る。）、桐生市（旧黒保根村に限る。）、沼田市（旧沼田市に限る。）、渋川市（旧赤城村、旧小野上村に限る。）、安中市（旧松井田町に限る。）、みどり市（旧東村（勢多郡）に限る。）、上野村、神流町、下仁田</p> |   |

第3条申請  
 別紙添付資料 1/2  
 確認日：2009年11月24日  
 確認番号：J09-1-09-0010

暖房度日地域区分（新）

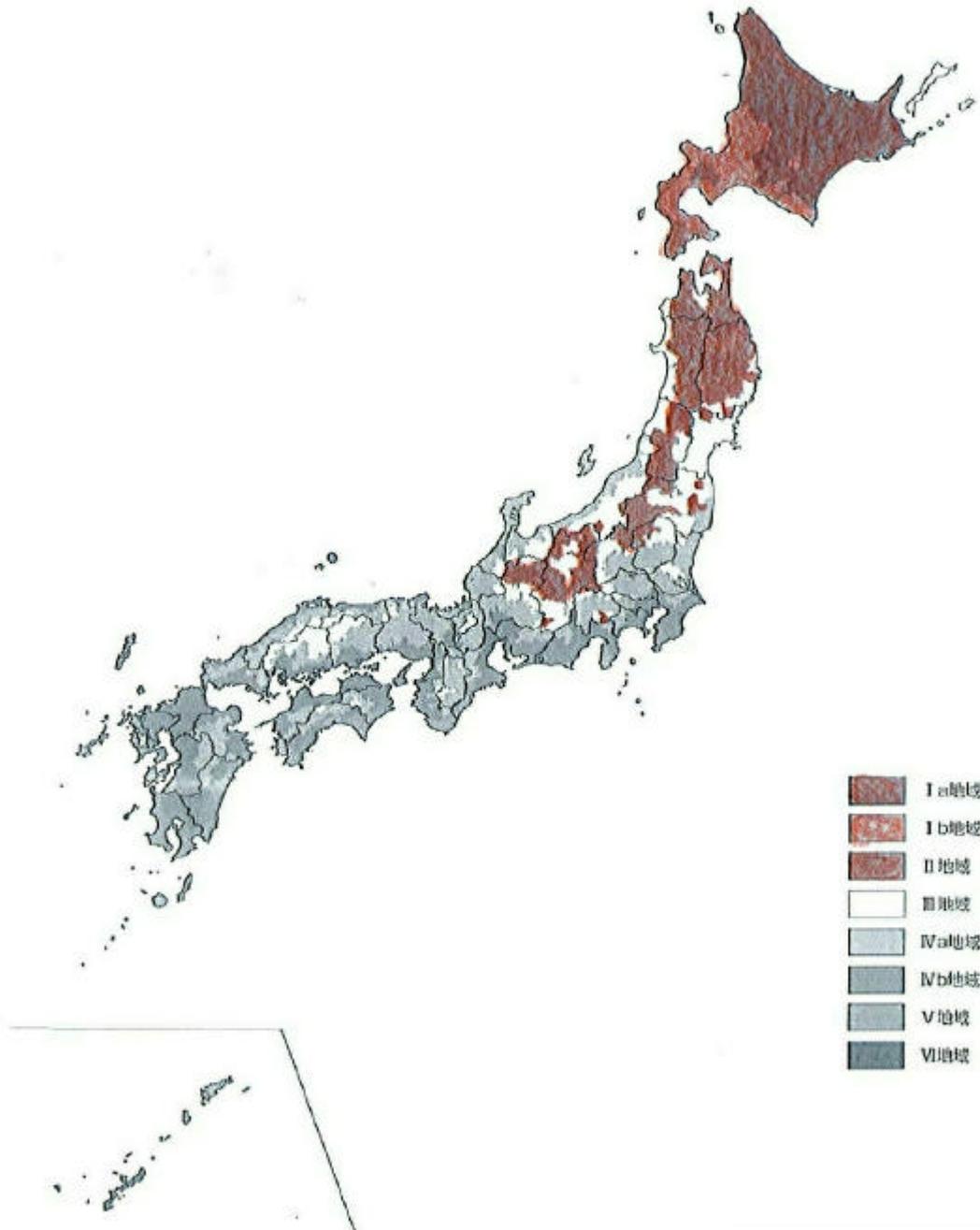


図2.1-4 別表第1の地域区分

第3条申請  
別紙添付資料 2/2  
確認日: 2009年11月24日  
確認番号: J09-1-09-0010